

「静岡県受動喫煙防止条例（仮称）」の骨子案に関する

県民意見提出手続の結果

- 1 意見募集の期間：平成30年8月3日（金）から平成30年8月23日（木）まで
- 2 意見提出者：134名（うち県内居住者73名、県外居住者47名、住所未記載者14名）
- 3 寄せられた意見の概要と県の考え方  
 ※ 取りまとめの都合上、御意見を類型化しています。

（1）より一層規制を強化すべき：63名

通番	寄せられた意見	意見に対する県の考え方
1	<p>従業員を雇用している飲食店においては全面禁煙とする等、飲食店に対する規制を強化すべき。</p>	<p>条例（案）において、飲食店経営者を含む事業者に対し「受動喫煙を防止するための環境の整備に取り組む」旨の責務を課すことで、従業員を含む関係者への受動喫煙による健康被害の未然防止を図ります。</p> <p>また、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することが重要であることから、改正法においては「分煙」及び「喫煙可」の場合に標識掲示義務が課されますが、条例（案）においては「禁煙」の場合も標識掲示義務を課し、全ての飲食店を規制対象としており、喫煙者も非喫煙者も安心して快適に飲食を楽しむ環境を整備します。</p>
2	<p>子どもを保護するためには、学校等の施設内の禁煙を「努力義務」ではなく、「義務」とすべき。</p>	<p>学校等においては、青少年の健全な発育を促す観点から、単に敷地内禁煙とするだけでなく、敷地周辺を含めた取組が重要となります。</p> <p>子どもに喫煙する姿を見せないことや、近隣住民に迷惑をかけないようにするため、敷地内のみならず周辺を含めた受動喫煙防止対策について、各校の自主的な取組を促すことが重要であることから、条例（案）においては努力義務としています。</p>
3	<p>施設の類型や屋内外を問わず、全面禁煙とすべき。</p>	<p>施設の類型や屋内外を問わず全面禁煙とすることは、喫煙する権利を過剰に制限することとなりかねないため、今回の条例（案）においては、受動喫煙による健康被害が大きい屋内を原則禁煙とするとともに、学校等を敷地内禁煙としています。</p> <p>ただし、改正法や条例の施行後の状況について検討を加えた上で必要があると認められる場合は、その結果に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p>

4	<p>受動喫煙防止の実効性を担保するために、罰則を強化すべき。</p>	<p>改正法により、受動喫煙防止措置に係る知事の指導・勧告に従わない場合は、店名等の公表や50万円以下の過料が課されます。</p> <p>条例（案）においても、知事の指導・勧告に従わない場合、店名等の公表を行う旨が規定されております。</p> <p>県としては、この規定により条例の実効性が担保されると考えております。</p>
5	<p>加熱式たばこもたばこ葉を利用していることから、紙巻たばこや葉巻と同様に規制対象とすべき。</p>	<p>条例（案）においては、加熱式たばこも紙巻たばこ等と同様に規制の対象としていますが、これによる受動喫煙のリスクにつきましては、科学的根拠が十分ではなく、更なる研究が必要であるとされているところです。</p> <p>従って、条例（案）においては、改正法と同様、当分の間、一定の技術的基準を満たす専用室内であれば限定的に喫煙可能としています。</p> <p>今後、科学的な研究の成果や国の法改正の動きを注視しつつ、必要に応じて見直しを図ってまいります。</p>

(2) 県条例は不要である：40名

通番	寄せられた意見	意見に対する県の考え方
1	<p>改正法で十分であり、個別条例は不要である。</p>	<p>条例（案）は、特に飲食店において喫煙環境の標識の掲示を義務付けるとともに、学校等において屋外も禁煙とする努力義務を課しています。</p> <p>これにより、望まない受動喫煙を防止するための環境整備をより一層促進し、県民の健康寿命の更なる延伸を図ってまいりたいと考えております。</p>
2	<p>たばこは合法であるにも関わらず、一方的に悪者扱いされるのは納得できない。</p> <p>たばこ以外にも健康被害をもたらすものは存在するため、平等に規制すべきである。</p>	<p>今回の条例（案）は望まない受動喫煙を防止するための環境整備を主な目的とするものであり、受動喫煙の被害を受けやすい子どもをその被害から保護するため、学校等については一定の規制を行います。喫煙する権利や喫煙場所を改正法以上に制限するものではありません。</p>
3	<p>たばこが吸える場所を制限するのではなく、喫煙場所を整備すべきである。</p>	<p>喫煙する権利や喫煙場所を改正法以上に制限するものではありません。</p>
4	<p>加熱式たばこについては、受動喫煙が生じているとする科学的根拠がないことから、一律に規制することは正しくない。</p>	<p>条例（案）においては、加熱式たばこを規制対象としていますが、一定の技術的基準を満たす専用室内であれば喫煙可能としておりますので、加熱式たばこを一律に規制するものではありません。</p>

5	喫煙者の「喫煙する自由」を制限すべきではない。	上述のとおり、条例（案）は喫煙する権利そのものを制限するものではありません。
---	-------------------------	--

(3) 条例（案）に賛成：19名

通番	寄せられた意見	意見に対する県の考え方
1	店舗内は全面禁煙を推奨するが、喫煙者からは異論もあるだろうし、段階的な制定もやむをえない。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	「健康被害を受けやすい子どもを守る」等の内容に賛成である。	
3	一定の効果が見込まれると思うので、この条例案でよい。	
4	学校関係の禁煙及び飲食店の分煙は賛成。いきなり全面禁煙では飲食店は困ってしまう。	
5	健康寿命を延伸するために、よい施策である。行政でなければならないので、ぜひ進めて欲しい。	

(4) その他：12名

通番	寄せられた意見	意見に対する県の考え方
1	「受動喫煙」の定義を明確にした上で、改めて意見募集を行うべき。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	マナーを守っている者からすると、とても腹立たしい。	
3	公営住宅で禁煙棟をつくるべき。	
4	住宅街での喫煙は、住んでいる人々を受動喫煙にさらす。	
5	たばこは分別がつく大人が嗜むものである。ルールを守れば喫煙を楽しむことができる世の中であって欲しい。	